

# 仕様書

## 1 業務名

「かわさきナイトマーケット推進事業」

## 2 概要

### (1) 目的

本市では、訪日外国人観光客の誘客施策として、時間を価値に変えるナイトタイムエコノミーの推進に取り組んでいるが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人観光客や市民の楽しむ機会が減少しており、川崎での観光を持続可能なものとして発展させていくために、将来を見据えた取組が必要となっている。

本事業は「安全安心」な観光施策の推進による新たな楽しむ機会の創出と経済活動の喚起を目指し、飲食店や観光施設等が夜間の時間帯の集客・消費を取り込むことで、収益を確保すると共に、将来的な訪日外国人観光客の誘客への下地作りとして、市民や近隣都市の方々を対象としたマイクロツーリズムを振興するため、川崎駅周辺エリアで、ナイトマーケットを開催し、参加者の市内消費を地域に結び付けるものである。

なお、将来的には出店料収入等により、収益事業化・自立化させ、地域が主体となる民間事業者等による地域経済の活性化に向けた取組を目指すものとする。

### (2) 業務内容

#### I ナイトマーケットの開催

- ① 川崎駅周辺エリアにおいて、市内及び周辺地域からの集客が見込め、市内の魅力ある飲食や商品等の消費が促進されるナイトマーケットを数日間開催すること。
- ② 川崎駅周辺エリアとは、JR川崎駅（川崎市川崎区駅前本町26-1）を中心として、概ね半径1キロメートルを想定しているが、マーケット目的で占有した際の影響の大きさを鑑み、「市役所通り」及び「新川通り」の活用は避けること。なお、川崎駅周辺エリアに関わらず、公共施設（例：競輪場など）の利用を希望する場合は事前に市と協議の上、承諾を得るものとする。
- ③ 参加店舗数は100店舗以上の規模を目指すものとする。なお、新型コロナウイルス感染症対策として参加店舗が一か所に集中しないよう配慮すること。
- ④ ナイトマーケットの集客促進及び収益向上のための特別企画を本事業に組み込むこと。
- ⑤ 開催時間帯は、夜間の時間帯を必須とするが、それ以外の時間帯の開催も可とする。具体的な開催時間帯は事前に市と協議の上、承諾を得るものとする。

#### II 円滑な実施体制の確保

- ① 事業全体の管理・運営（参加店舗の確保、予約受付、出店者の決定及び決定者への連絡、出店料の受取、開催場所での法令等に関する各種協議・調整、会場案内、機器等の搬出入、安全管理等、その他開催に関する業務）を行うこと。
- ② 開催場所の周辺地域との連携により広域的に事業効果が波及する仕組みを検討すること。
- ③ 会場設営から事業イベント終了までを対象としたイベント保険に加入すること。
- ④ アンケート等を通じ、満足度や消費活動等の各種調査を行うこと。
- ⑤ 神奈川県が公開している「事業活動再開に伴う感染拡大防止対策について」や業種別ガイドラインに則り、来場者・会場内等に向けた各種新型コロナウイルス感染症対策（具体例は別表参照）を実施すること。尚、イベント開催にあたり、「感染防止安全計画」等の策定が必要となった際には、資料の作成を行うこと。

### Ⅲ 広報関連業務

十分な集客を得るための広報戦略を検討し、各種広報物の印刷、メディア、SNS 対応を行うこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた来場者数を設定すること。

### Ⅳ 収益計画の提案

事業目的の通り、本事業は受託者による自主運営の成立を目指すものであるため、3か年に渡る事業収益計画を立案すること（ただし、翌年度以降の事業実施を確約するものではない）。なお、その際に出店者からの出店料や来場者から入場料を徴収する等の実費相当の収入施策を検討すること。総事業費は市からの委託料に加え、上記の収入施策を見込んだ上で試算すること。

### Ⅴ その他の業務

- ① 本業務の作業内容を取りまとめ、次の「**3 成果物**」に定めるものを作成、提出すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となった場合には、市と協議し費用を再積算すること。受託者は再積算の根拠となる資料を変更契約締結前に市に提出の上、確認・承諾を得るものとする。

## 3 成果物

- (1) 事業実施報告書（A4判カラー冊子） 2部
- (2) 事業実施報告書電子データ 1式  
電子データの提出は、Microsoft Word、Microsoft Excel 又はPower Point において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式とする。
- (3) 提出期限  
令和5年3月17日（金）
- (4) 提出先  
川崎市経済労働局観光・地域活力推進部観光プロモーション推進担当

## 4 その他

- (1) 本業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (2) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。
- (4) (3)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (5) 本事業に関する監査等が実施される場合は、事業実施中、終了後を問わず、現地調査の立ち合いや書類の提出要請等に対し、適切に対応すること。

## 別表

### 各種新型コロナウイルス感染症対策の具体例について

(政府・県等の感染症対策の基本方針に従い、感染症対策の実施内容を検討すること)

#### <来場者の感染症対策>

・マスク着用義務化
・会場入口での手指消毒設備の設置
・入場前の検温(体温37.5℃以上、または咳、倦怠感ほか体調がすぐれない来場者がいた場合の入場拒否)
・神奈川県LINE公式アカウントの登録義務化(登録が出来ない場合は連絡先の把握等を実施)
・入場待機列及び会場内での一定の距離の確保

#### <会場内の感染症対策>

・スタッフの体調管理の徹底及びマスク着用義務化
・案内所におけるビニールカーテンやアクリル板等の設置
・来場者の接触箇所(手すり、取っ手等)の消毒
・一定の距離を確保するためのスタッフによる注意喚起の実施
・会場内の滞在者数のコントロール